

特約書附帯別表第2に追加する貨物

第1表

(HSコード欄に×印のあるものを除く。)

HSコード	対象品目 (9桁表示の部分のもの)
8456  845611  100 900 845612	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械 ー レーザーその他の光子ビームによるもの ー ー レーザーによるもの ー ー ー 回転軸の数が2以上のもの ー ー ー その他のもの ー ー その他の光子ビームによるもの
8543  854310 854370	電気機器 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) × ー 電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器 000 ー 粒子加速器 000 ー その他の機器 × ー 部分品
8544  854411  854460	電気絶縁をした線、ケーブル (同軸ケーブルを含む。) その他の電気導体 (エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。) 及び光ファイバーケーブル (個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。) ー 巻線 000 ー ー 銅のもの × ー 同軸ケーブルその他の同軸の電気導体 × ー 点火用配線セットその他の配線セット (車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。) × ー その他の電気導体 (使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。) 854460 ー その他の電気導体 (使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。) 100 ー ー 電力用ケーブル × ー ー その他のもの
8711  871110  871120	モーターサイクル (モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車 (サイドカー付きであるかないかを問わない。) 及びサイドカー ー シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関<往復動機関に限る>付きのもの × ー ー 中古のもの 920 ー ー その他のもの 871120 ー シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のピストン式内燃機関<往復動機関に限る>付きのもの

	×	の -- ノックダウンのもの
	×	-- その他のもの
	920	---- 中古のもの ---- その他のもの
871130	×	-- シリンダー容積が250立方センチメートルを超え500立方センチメートル以下のピストン式内燃機関<往復動機関に限る>付きのもの -- ノックダウンのもの
	×	-- その他のもの
	920	---- 中古のもの ---- その他のもの
871140	×	-- シリンダー容積が500立方センチメートルを超え800立方センチメートル以下のピストン式内燃機関<往復動機関に限る>付きのもの -- ノックダウンのもの
	×	-- その他のもの
	920	---- 中古のもの ---- その他のもの
871150	×	-- シリンダー容積が800立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関<往復動機関に限る>付きのもの -- ノックダウンのもの
	×	-- その他のもの
	920	---- 中古のもの ---- その他のもの